

## 島根県獣医師職場体験実習実施要領

制 定	平成 20 年 6 月 13 日付け農畜第 2695 号
一部改正	平成 21 年 6 月 18 日付け農畜第 1659 号
一部改正	平成 22 年 4 月 1 日付け食 第 1306 号
一部改正	平成 27 年 4 月 1 日付け畜 第 112 号
一部改正	平成 30 年 4 月 1 日付け畜 第 1115 号
一部改正	令和 3 年 4 月 1 日付け農畜第 348 号
一部改正	令和 4 年 4 月 1 日付け農畜第 141 号
一部改正	令和 5 年 4 月 1 日付け畜 第 38 号
一部改正	令和 6 年 7 月 11 日付け畜 第 343 号
一部改正	令和 7 年 4 月 1 日付け畜 第 154 号
一部改正	令和 8 年 1 月 14 日付け畜 第 778 号

### (目的)

第 1 この要領は、獣医系大学（別表 1）に在籍する学生又は既卒者と獣医師（以下、受講者という）を対象とし、島根県の獣医師職場等を体験することにより、獣医師としての職業意識の啓発に資するとともに、島根県職員業務及び産業動物臨床業務への理解を深めることを目的とし、実施の期間、場所、対象者、その他必要な事項について定めるものとする。

### (実習の期間)

第 2 実施の期間は、次のとおりとする。

- (1) 毎年 7 月から 9 月までの期間（定期実習）
- (2) 每年 2 月から 3 月までの期間（定期実習）
- (3) 受講者が希望する期間（オンデマンド実習）

### (実習機関および内容等)

第 3 受講者を受け入れる実習機関及び内容等は、別表 2 のとおりとし、実習機関については受講者の意向を確認の上、畜産課、薬事衛生課、「島根県産業動物獣医療の強化並びに獣医師の育成連携協定」（以下、連携協定という）締結先及び各実習機関が協議し決定する。

### (実習人数)

第4 受講者数は畜産課長並びに薬事衛生課長が協議の上、別に定める。

(実習の要件)

第5 実習への参加は、獣医系大学（別表1）に在籍する学生又は既卒者と獣医師で、次の書類を畜産課長に提出した者とする。

- (1) 島根県獣医師職場体験実習受講願書（様式第1号）
- (2) 獣医師職場体験参加学生の取り扱いに関する協定書（様式第2号）（既卒者及び獣医師は不要）
- (3) 誓約書（様式第3号）

(事故責任等)

第6 受講者は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 受講者は、故意又は過失をもって県又は第三者に対して損害を与えた場合は、責任を負わなければならない。

(実習に当たっての経費助成)

第7 県は、受講者に対して、報酬・賃金、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。ただし、実習の実施に伴い旅行するときは、旅費を県が助成するものとし、その額は別表3のとおりとする。なお、予算状況によっては一切の助成を行わない場合もある。

2 県は、実習機関が受講者を受け入れるに当たって必要な経費が発生するときは、実習機関と協議の上、その一部又は全部を助成することができる。

(実習の記録)

第8 実習の実施状況を確認するため、実習機関の長は受講者に実習報告書（様式第4号）を提出させることができる。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、当該実習の実施に関し必要な事項は、別途畜産課長と薬事衛生課長が協議の上、別に定めるものとする。

2 「連携協定」に基づき、県と大学が共催で実習を行う場合に必要な事項は、県と当該大学が協議の上、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年6月13日から適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 6 月 18 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 7 月 11 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 1 月 14 日から施行する。

別表1

北海道大学獣医学部共同獣医学課程	宮崎大学農学部獣医学科
帯広畜産大学畜産学部獣医学ユニット	鹿児島大学共同獣医学部獣医学科
岩手大学獣医学部共同獣医学科	大阪公立大学獣医学部獣医学科
東京大学農学部獣医学課程	酪農学園大学獣医学群獣医学類
東京農工大学農学部共同獣医学科	北里大学獣医畜産学部獣医学科
岐阜大学応用生物科学部共同獣医学科	麻布大学獣医学部獣医学科
鳥取大学農学部共同獣医学科	日本大学生物資源科学部獣医学科
山口大学共同獣医学部	日本獣医生命科学大学獣医学部獣医学科
	岡山理科大学獣医学部獣医学科

別表2

実習機関	実習内容
(1) 農林水産部	
① 畜産課	
家畜衛生係	<ul style="list-style-type: none"><li>・農林水産部の組織体制に関すること</li><li>・畜産課の業務に関すること</li></ul>
家畜病性鑑定室	<ul style="list-style-type: none"><li>・家畜疾病の病性鑑定及び試験研究に関すること</li><li>・畜産物の品質検査に関すること</li></ul>
② 農林水産振興センター 家畜衛生部	<ul style="list-style-type: none"><li>・家畜伝染病予防のための各種検査等に関すること</li><li>・家畜衛生推進指導に関すること</li></ul>
③ 畜産技術センター	<ul style="list-style-type: none"><li>・肉用牛、乳用牛の飼養管理技術及び試験研究に関すること</li><li>・和牛の育種、種雄牛の造成に関すること</li><li>・飼料、堆肥処理の技術及び試験研究に関すること</li></ul>
(2) 健康福祉部	
① 薬事衛生課	
食品衛生係	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康福祉部の組織体制に関すること</li><li>・薬事衛生課業務に関すること</li></ul>
② 保健所	<ul style="list-style-type: none"><li>・食品衛生に関すること</li><li>・動物の愛護及び管理に関すること</li><li>・感染症に関すること</li></ul>
③ 保健環境科学研究所	<ul style="list-style-type: none"><li>・食品衛生法に基づく検査に関すること</li><li>・食中毒・感染症の病原体検査に関すること</li></ul>
④ 食肉衛生検査所	<ul style="list-style-type: none"><li>・と畜検査に関すること</li><li>・と畜検査に係る精密検査に関すること</li></ul>
(3) その他	
① 県と連携協定を締結した獣医療機関及び農場	<ul style="list-style-type: none"><li>・各機関及び農場の業務に関すること</li></ul>
② その他畜産課長または 薬事衛生課長が必要と 認める機関及び農場	<ul style="list-style-type: none"><li>・各機関及び農場の業務に関すること</li></ul>

別表3

旅費の額（ただし、一人につき年度内一回までの助成とする）
(1) 宿泊費（実習開始日前日～実習最終日） 実費（ただし、職員の旅費に関する条例第19条に定める額を上限とする） なお、宿泊先は県が指定するものとする。
(2) 交通費 実費（ただし、60,000円を上限とする。）

**【対象経費】**  
次の区間の移動に係る経費

- ・出発地から目的地まで
- ・目的地間
- ・目的地から帰着地まで

**【留意事項】**

- ・出発地及び帰着地は、自宅や実家など必然性がある地点とする。
- ・目的地は、県内宿泊地又は実習機関とする。
- ・移動は、経路及び交通手段が合理的であるものを対象とする。
- ・鉄道、船舶、航空機、高速バス等の公共交通機関（タクシーを除く）の料金を対象とし、自家用車やレンタカーでの移動経費は対象外とする。
- ・鉄道賃、船賃及び航空賃については、職員の旅費に関する条例第14条、15条及び16条に定めるものを対象とする
- ・領収書の発行が可能なものに限る。ただし、委任による代理人請求と精算の場合はこの限りではない。